

医療機関を受診される 平成30年7月豪雨被災者のみなさまへ

保険証をお持ちでない場合でも、 医療機関で診療を受けることができます

- ★お名前、生年月日、被保険者の勤務する事業所名、住所及び連絡先（電話番号等）を窓口でお伝え下さい。
- ★国民健康保険又は後期高齢者医療の患者様については、お名前、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）を、国民健康保険組合の患者様の場合は、加えて組合名をお伝え下さい。
- ★公費負担医療の受給者の方で、受給者証等を紛失あるいは家庭に残して避難しているなどの場合は、お名前、生年月日、住所及び連絡先（電話番号等）の他、公費の各制度の対象者であることを申し出て下さい。

被災により、窓口負担が免除又は猶予されます

▲①～⑤に該当する方が対象です▲

- ① 住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれに準ずる被災をした旨
※ 罹災証明書の提示は必要ありませんので、窓口で口頭にて申告してください。
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

※申し立てた事項については、後日、保険者から患者に対し内容の確認が行われることがあります。